○医薬品の取扱について

（昭和二四年八月一〇日）
（薬第一二九三号）
（厚生省薬務局長あて宮城県知事照会）

六月十五日、十六日千葉市において開催された、結核予防会全国支部長会議において「ツベルクリン」稀釈液、B・C・G液等を別紙のような配給系統により取り扱うことになり、今般本県結核予防会支部から医薬品を取り扱う旨の申し出があつたが、これは本年一月十四日附二三衛発第四七六号埼玉県知事照会による三月二日附薬発第一三五号、薬務局長回答の「医薬品の通信による販売について」の中、後段記載の「学校、工場において特定医薬品を特定の場合に斡旋する場合云々」に該当するものと思われ、これによつて取り扱っても支障ないと思料されるが、一応貴局の御意見承りたいので御照会いたします。

別紙

BCGワクチン申込及び配給機構

画像1 (85KB)

（昭和二四年一〇月二〇日　薬収第八三六号）
（宮城県知事あて厚生省薬務局長回答）

昭和二十四年八月十日附薬第一二九三号をもつて照会のあつた標記の件については、特定医薬品を特定の場合に斡旋するものとは考えられず、医薬品販売業の登録を必要とするものである。